

令和7年度答申第64号
令和7年12月8日

諮詢番号 令和7年度諮詢第107号（令和7年10月29日諮詢）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

結論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきである旨の諮詢に係る判断は、妥当である。

理由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、Aが賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号の規定に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、B労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1） 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）

があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

(2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) C社（本店所在地がD地のもの。以下「本件会社」という。）の労働者であったAは、令和6年3月26日、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める本件認定申請をした。

（認定申請書）

(2) 処分庁は、令和7年2月18日付で、本件認定申請につき、「本件事業主について、事業活動が停止していると認められること」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

(3) 審査請求人は、令和5年10月16日に本件会社を退職した労働者であるところ、令和7年6月3日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書、健康保険資格取得及び喪失証明書）

(4) 審査庁は、令和7年10月29日、当審査会に対し、本件不認定処分は取り消されるべきであるとして、本件諮詢をした。

（諮詢書、諮詢説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

本件会社は、令和6年初旬以降、給与支払が滞り、本件会社の代表取締役、

取締役Eらとも連絡が一切取れない状態となり、業務が完全に停止しており、明らかに廃業状態である。

令和7年4月1日時点で「C社」という同名の会社（本店所在地がF地のもの。以下「第二会社」という。）が新たに登記されており、代表取締役にはEという氏名が記載されている。この第二会社は、登記情報や設立日（令和5年11月17日）から判断して、審査請求人が勤務していたD地の会社（本件会社）とは明らかに別法人であるにもかかわらず、社名を同じにしており、意図的に実態を隠そうとしているのではないかと強く疑われる。

審査請求人は、令和5年4月から同年10月まで、本件会社においてジュニアソフトウェアエンジニアとして正社員で勤務し、月額給与は22万4000円（基本給19万4000円+手当3万円）で、毎月末日に支給される契約であった。

しかし、勤務中に深刻な給与未払の問題が発生し、現在までに会社から支払われていない賃金の総額は51万8252円である。

本件会社の取締役であったE氏は、令和5年11月17日設立の第二会社において代表取締役に就任していること、事業目的は、両社ともほぼ同一であることから、形式的に本件会社が「閉鎖」されたようにみえても、実態としては第二会社に移行したにすぎず、事業は継続していると考える。そのため、第二会社又は経営者に対して未払賃金の支払責任を認めていただくか、あるいは立替払制度の対象と認めていただきたい。

我々外国人労働者は、日本で法令を守りながら真面目に働いてきた。しかし、こうした状況により正当な補償が受けられないという判断は、非常に不公平かつ理不尽であり、日本の労働制度が外国人労働者を十分に保護していないのではないかと疑問を感じざるを得ない。

以上の点を踏まえ、本件について再調査の上、実態を正しく判断し、労働者が正当な権利を行使できるよう、公正な審査を強く求める。

よって、本件不認定処分の取消しを求める。

5 処分庁の主張の要旨

（1）本件不認定処分に当たり採用した事実とその評価

ア 令和6年6月4日付け現在事項全部証明書及び履歴事項全部証明書から、第二会社が令和5年11月17日に設立されており、第二会社の代表取締役として、本件会社の取締役であったEが登記されていることを確認した。

イ 本件会社と第二会社との間に締結された事業譲渡契約書から、①令和6年5月31日付けて、本件会社が行う事業が第二会社に譲渡されること、②譲渡の対象となる事業（以下「本件事業」という。）は、本件会社が行っていた事業及び取締役であったEが開発を進めてきた事業であること、③本件会社が保有していた売掛金、立替金の債権等、労働者に対する未払賃金等の債務についても第二会社に譲渡すること、④本件会社は、第二会社に対し、譲渡日において、譲渡資産の占有、所有権、本件事業に関する営業上の重要情報等の第二会社が必要と認める全ての情報を譲渡すること、⑤本件会社に雇用されていた労働者のうち第二会社への移籍に同意する者について、従前と同一の労働条件で譲渡日から雇用することを確認した。

ウ 令和6年5月22日及び同年6月20日、本件会社の代表取締役に対する電話聴取から、①本件会社の労働者の未払賃金は一部支払済みであり、支払ったのは第二会社からであること、②本件会社の労働者のうち6名程度を第二会社で雇用していること、③本件会社のパソコンの何台かを第二会社で使用しており、顧客及び仕事も引き継いでいるはずであること、④本件会社の売掛金70万円を、第二会社で回収していたこと、⑤本件会社と第二会社との間で事業譲渡契約を締結しているが、契約書で別に定めるとされていた「譲渡資産目録」、「承継債務目録」及び「移籍従業員リスト」は実際には作成されておらず、今後も作るつもりはないこと、⑥「譲渡科目一覧」に記載されている、本件会社から第二会社に移籍した労働者5名の未払賃金及び本件会社の取引先に対する一部債務も第二会社が支払を行ったことを確認した。

エ 本件会社と取引関係にあった取引会社の代表取締役に対する電話聴取から、どこかのタイミングで本件会社から第二会社へと取引先が変わったが、令和7年1月6日時点で依然として取引は継続して行っており、担当者はEのままである旨を確認した。

(2) 審査請求人は、①本件会社の業務が完全に停止しており、D地のオフィスに営業実態はなく、明らかな廃業状態であること、②第二会社の本店所在地、役員、会社設立年月日等登記事項を根拠として、社名は同じであるものの本件会社とは明らかな別法人であることから、本件会社は賃確則8条の要件である「事業活動が停止し、再開する見込みがないこと」に該当すると主張している。

しかし、上記（1）で認定した事実から、本件会社の取締役であったEが令和5年1月17日に設立した同名の第二会社が、本件会社と事業譲渡契約を締結し、本件会社が行っていた事業、保有していた資産及び債務並びに雇用していた労働者を包括的に承継し、従前の取引先との取引を継続して行っている事実が認められる。

以上の事実により、本件会社の事業活動は第二会社に引き継がれたといえ、本来の事業活動を継続しているものと認められる。

- (3) よって、賃確則8条に規定する「事業活動が停止し、再開する見込みがない」ことが認められず、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 処分庁が、本件会社に対する本件認定申請について、事業活動が停止したものとは認められないとして本件不認定処分をしたことにつき、審査請求人は、本件会社は、業務が完全に停止しており、明らかに廃業状態である旨を主張しているため、本件不認定処分の適否について判断する必要がある。
- 2 本件に関しては、以下の事実が認められる（なお、諮問説明書及び審理員意見書には、審査請求人の未払賃金額の計算が記載されているが本件不認定処分では本件会社が事業活動を停止したものと認められるか否かが審査の対象であるため、記載を省略する。）。

- (1) 審査請求人は、本件会社の労働者（令和5年4月1日採用・同年10月16日退職）で賃金が未払となっている当事者であり、本件不認定処分を受けたAと同様に、賃確法7条に規定している事由に該当しないとされた場合、立替払制度が利用できなくなることから、財産等に著しい不利益を受ける（おそれのある）者に該当することから、審査請求を行う利益を有する。
- (2) 本件会社は、令和4年8月1日に設立し、役員は代表取締役以外の取締役2名の中にEがいる。第二会社は、令和5年1月17日に設立され、役員は代表取締役Eとなっており、両社は同一商号で登記されていた。
- (3) 処分庁は、事業譲渡契約書より令和6年5月31日付で本件会社の事業が第二会社に譲渡され、本件会社が保有していた売掛金、立替金の債権のほか、労働者に対する未払賃金等の債務についても第二会社に譲渡することを確認しているが、事業譲渡契約書の別紙の譲渡資産目録、承継債務目録及び移籍従業員リストはなく、具体的にどのような財産・債務を譲

渡・承継したのか、より具体的には未払賃金の支払債務も譲渡したのかについて確認できない。なお、当該譲渡債権債務については、事業譲渡契約書とは別に本件会社の代表取締役から提出のあった譲渡科目一覧に記載されているものである。

- (4) 本件会社の代表取締役は、本件会社から第二会社に移籍した労働者5名の未払賃金及び本件会社の取引先に対する一部債務は、第二会社が支払を行っており、本件会社の労働者のうち6名程度を第二会社で雇用していること等を申述している。
- (5) 本件会社と取引関係にあった取引会社の代表取締役は、どこかのタイミングで本件会社から第二会社へと取引先が変わったが、令和7年1月6日時点で依然として取引は継続して行っており、担当者はEのままであることを申述している。
- (6) 処分庁が令和7年2月18日付けて「本件会社の事業主について、事業活動が停止していると認められない」との理由により、不認定とする本件不認定処分を行った。

3 上記2で認定した事実を総合的に勘案すれば、事業譲渡契約など、第二会社への事業承継を行っている形跡はあることから、本件会社の事業活動は第二会社に移行され、本件会社としての事業は停止しているように見える。

しかしながら、本件会社の事業譲渡契約書の別紙には、譲渡資産目録、承継債務目録及び移籍従業員リストが添付されておらず、具体的にどのような財産・債務を譲渡・承継したのか、より具体的には未払賃金の支払債務も譲渡したのかについて、確認できない。

したがって、尽くすべき調査が尽くされ、未払賃金の支払債務の債務関係についても明確化されたとはいえない中、第二会社に未払賃金の支払債務が譲渡されたと断定することは困難である。

したがって、本件不認定処分は法令の規定に従って適正になされたものとはいえない。

4 以上より、本件審査請求には理由があることから、本件不認定処分は取り消されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

下記3で付言した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の違法性又は不当性について

(1) 本件審査請求における判断の対象及び不服申立適格について

審査請求人は、反論書において、形式的に本件会社が「閉鎖」されたようにみえても、実態としては第二会社に移行したにすぎず、事業は継続している旨の記載をしているところ、審査請求書及び反論書の全趣旨によれば、審査請求人は、本件会社は業務が完全に停止しており、明らかに廃業状態であることを主張して、本件不認定処分の取消しを求めているものと解される。

また、審査請求人は本件会社の労働者であった者であり、本件不認定処分により、立替払制度が利用できなくなり、財産等に著しい不利益を受ける者に該当するから、本件不認定処分に対する不服申立適格を有する者といえる（行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条）。

これらの前提の下に検討することとする。

(2) 本件においては、以下の事実が認められる。

ア 第二会社は、令和5年11月17日に設立されており、第二会社の代表取締役としてEが登記されている。また、本件会社の取締役としてEが登記されている。

（履歴事項全部証明書（第二会社に係るもの及び本件会社に係るもの））

イ 本件会社と第二会社は、事業譲渡契約を締結している。また、事業譲渡契約書の第2条は、本事業を構成する資産は、別紙「譲渡資産目録」記載のとおりとする旨規定し、同契約書の第3条は、本事業を構成する債務のうち売主から買主へ継承される債務は、別紙「承継債務目録」記載のとおりとする旨規定し、同契約書の第10条は、売主は、売主に雇用されて本事業に従事している従業員のうち、売主が別途作成し、買主に提供する移籍従業員リストに記載された従業員の全員につき、当該従業員から同意を得た上で、譲渡日前日に雇用契約を終了させ、買主へ移籍させなければならない旨等を規定している。

（事業譲渡契約書）

ウ 本件会社の代表取締役は、事業譲渡契約書において作成することとなっている「承継債務目録」等は、契約締結に伴って作成していないし、今後も作成するつもりはない旨申述している。

（電話聴取書（令和6年6月20日付け））

エ 本件会社の代表取締役は、本件会社の労働者のうち何名かは第二会社に移籍したこと、移籍した労働者の未払賃金及び本件会社の取引先に対

する一部債務は、第二会社から支払われた旨申述している。

(電話聴取書（令和6年6月20日付け）)

オ 本件会社の取引会社の代表取締役は、どこかのタイミングで取引先が本件会社から第二会社に変わったが、令和7年1月6日時点で、第二会社との取引を継続して行っており、いずれの担当者もEである旨申述している。

(電話聴取書（令和7年1月6日付け）)

カ 一件記録をみても、処分庁が第二会社の代表取締役Eを始めとする関係者等に聴取を行った形跡は見当たらない。

(3) 本件認定申請は、本件会社に係るものであることから、本件会社について、「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない」状態（賃確則8条）であるかを判断する必要があるところ、処分庁は、事業譲渡により本件会社が行う事業が第二会社に引き継がれ、譲受会社である第二会社は事業活動を継続している事実が認められるとして、本件不認定処分をしたものである。

しかし、上記（2）のとおり、現時点で判明している事情から、本件会社と第二会社との間で事業譲渡契約が締結された事実は認められるが、審査庁が指摘するように、本件会社から第二会社に本件の事業譲渡契約の対象である本件事業として何が引き継がれているのか明らかではない。処分庁は、まず、本件会社について、「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない」状態であるかを判断し、その検討過程において、第二会社の関係者等から聴取するなどにより、本件会社の事業のうち、本件の事業譲渡契約の対象である本件事業として、何が第二会社に引き継がれているのかなどについて、調査する必要がある。

(4) 以上のことからすると、本件不認定処分は、調査不十分なまま、本件会社について「事業活動が停止していると認められない」と認定しており、その点において違法というべきである。よって、処分庁は尽くすべき調査を全くしていないとしてこれを取り消すべきとする審査庁の判断は妥当である。

3 付言

本件審査請求は、申請に対する処分に係るものであるところ、審理手続において処分庁が提出した資料に本件認定申請に係る申請書はなく、審理員が求めた形跡もうかがえない。また、本件諮問に際しても、審査庁から提出されることはなく、当審査会が求めてようやく提出された。

審理手続において、どのような申請があつて、どのような処分がされたのかを確認することなく、審査請求人及び処分庁の主張する点のみについて審理を進めることは適切ではない。審理員は、今後、申請に対する処分に係る審査請求の審理に当たっては、必ず申請書の提出を求めた上で、申請の内容と処分の内容とを確認し、当該処分の適法性、妥当性を検証する必要がある。また、審査庁は、今後、当審査会に諮問をするに当たっては、当該諮問に係る審査庁の判断を根拠付ける資料が十分にそろっているか否かを確実に確認されたい。

4 まとめ

以上によれば、本件不認定処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委 員	田 澤	奈 津 子
委 員	下 井	康 史
委 員	羽 田	淳 一